

○池戸座長 皆さんおはようございます。定刻より少し前ですがけれども、皆さんおそろいですので、これから第6回「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方には、御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。また、有田委員には本日もウェブでよろしくお願ひいたします。

今日は、傍聴の方もおられるということなので、お疲れさまでございました。また、事務局の方々、今回の準備につきまして御尽力いただいております。ありがとうございます。

本日の出席状況ですがけれども、坂野委員と戸部委員が欠席となっております。

それでは、お手元に配られている資料の御確認をさせていただきたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○宇野補佐 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

資料の確認に移ります。事前に委員の皆様には送付をしておりますけれども、御確認をお願いいたします。

最初に、議事次第、委員名簿、資料1で「第4回、第5回検討会概要」、資料2で「食品表示基準第9条に該当するか否かの確認」、資料3で上田委員からの意見書となっております。委員の皆様、お手元の資料に過不足がございましたら、挙手で事務局にお申しつけください。

傍聴の方は、大変恐縮ですが、ウェブ掲載している資料を御確認お願ひいたします。

大丈夫でしょうか。

それでは、本日もオブザーバーとしまして、食品表示全般の執行を行っております消費者庁表示対策課から岩井食品表示対策室長、田中ヘルスケア表示指導室長にお越しいただいております。

それでは、この後の進行は座長をお願いいたします。

○池戸座長 では、皆さん、本日もよろしくお願ひいたします。

今日の検討会の進め方ですがけれども、これまで御検討いただきました各類型項目が食品表示基準第9条に該当するか否かという核心的な議論を中心に御検討いただきたいと思います。

また、それに関連しまして、後ほど事務局から説明があるかと思っておりますけれども、前回御提示していただいた資料1「ガイドラインの構成イメージ（案）」の「3. 食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれのある表示」、要するに、今までの検討会でも（1）、（2）という言い方をしていたのですが、そこの部分につきましても併せて御検討いただくということでお願ひしたいと思っております。

それでは、事務局から、本日新たに配付していただいている資料を中心として御説明を

いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○宇野補佐 それでは、資料1から御説明をいたします。資料1を御覧ください。非公開で開催しました第4回、5回の検討会の概要を御説明いたします。

2ページを御覧ください。「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」は、令和3年3月4日に第1回が開催されまして、9月30日には第4回、10月29日には第5回が開催されました。第4回、第5回は非公開でありましたが、これは、実際に流通されている約200個の商品写真を用いて議論を行いましたので、開催要領に基づき非公開といたしました。

第4回、5回における検討事項としましては、消費者への誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示について、事務局において類型項目の原案を作成し、これを基に、原案の妥当性、店舗調査で得られた商品写真を活用して原案の加除修正、事務局で作成したガイドラインの構成イメージ（案）を用いて類型項目の法的整理を行いました。

なお、類型項目そのものがガイドラインの骨子となり、事業者は、自社の食品表示について類型項目への該当・非該当の確認を行うことで、誤認につながるおそれのある表示に関する自己点検を可能とする想定であります。

3ページ、4ページを御覧ください。こちらは誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示の類型項目（案）です。第4回で示しました事務局作成の類型項目（原案）から、検討内容を踏まえまして訂正をした類型項目（案）がこちらとなっております。1つずつの中身につきましては資料2で説明をいたしますので、この場では割愛いたします。

5ページを御覧ください。事務局で作成したガイドラインの構成イメージ（案）となっております。実際のガイドラインのイメージとして事務局において作成したたたき台となっております。

内容ですが、まず1として趣旨を記載いたします。

次に、対象を記載します。食品表示基準の規定に基づき、容器包装上の表示である旨を記載することとなります。

次に、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれのある表示を記載いたします。この部分がガイドラインのかなめとなり、2つの階層に分かれる予定であります。まず（1）が「第9条第1項の規定に該当するおそれのある表示」、（2）が「第9条第1項の規定に直ちに該当しないものの、消費者への誤認を生じさせるおそれのある表示」となります。

次に、留意点を記載します。前身の検討会でも報告書にまとめられましたが、食品添加物の表示制度について消費者理解が進んでいないことが考えられますので、行政、消費者団体、事業者団体は普及・啓発に努める旨を記載いたします。

次に、適用期日を記載します。ガイドラインでは、通常、経過措置は設けませんが、本ガイドラインにおいては、公表後に包装資材の見直しなど一定の準備期間が必要となる事業者もいると考えられますので、適用期日を示すことを考えております。

6 ページを御覧ください。こちらは、参考としまして食品表示基準第9条を示しております。

7 ページを御覧ください。類型項目の原案に対する委員からの意見をまとめたものです。このページでは、類型項目のナンバー①に対する御意見をまとめております。先ほど類型項目のスライドで御説明をいたしました。類型項目は、現在、原案から案に変更されております。スライドで示しました各委員からの御意見は、原案に対するものとなっております。スライド上部のグレーの着色部分は、案の内容ですので、例示と御意見が一部完全一致していないものもありますが、そのような理由によるものです。また、御意見の着色部分は、赤色は、規制をしたほうがよいと考えているもの、青色は、規制は必要ないと考えているものです。御意見に幅があることを捉えやすくする目的で着色を行いました。

次の8ページ以降、類型項目⑪まで、ナンバーごとに御意見をまとめていますので、必要に応じて御確認ください。

資料1の説明は以上になります。

次に、資料2を御覧ください。資料2、食品表示基準第9条に該当するか否かについて、御説明いたします。

2 ページを御覧ください。食品添加物の不使用表示につきましては、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否か、このメルクマールとなるガイドラインを策定することとされております。食品表示基準上、添加物が不使用である旨の表示に関する特段の規定はなく、現状では食品関連事業者が任意で「無添加」「不使用」などの表示を行っており、その種類は多岐にわたっていることから、表示の一つずつについて表示禁止事項に該当するか否か確認を行うことは困難であります。このため、事務局におきまして、店舗調査で得られた商品写真を活用し、誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示について11の類型項目の作成を行いました。

次に、類型項目について、事務局において、委員からの意見を踏まえ食品表示基準第9条に該当するか否かの確認を行いましたところ、1つの類型項目の中でも、第9条に該当すると考える意見、該当しないと考える意見、よくない表示であると考えている意見と様々ありました。また、1つの類型項目の中でも表示の種類は様々で、この表示は第9条に該当する、こちらは第9条に該当しない、第9条に該当するとまでは言えないがよくない表示である、と様々な表示がありました。このため、事務局におきまして、類型項目の中で、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示を想定し、その詳細を示したものがスライドにおける表となっております。この後、委員の皆様の中で第9条への該当性を検討する際のたたき台となっております。

なお、表の一番右側の列ですけれども、こちらは、資料1の5ページで御説明しましたガイドラインの構成イメージ(案)の3の(1)あるいは(2)のどちらに該当するかということを示しております。

先ほど資料1で説明を割愛しました、誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使

用表示の類型項目（案）の内容を含んだ表になっておりますので、後ほど個々の類型について御説明をいたします。

資料2についての説明は以上となります。

○池戸座長 ありがとうございます。

御質問、御意見等を伺う前に、上田委員から意見書を御提出いただいておりますので、その御説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上田委員 上田です。

第6回検討会開催に当たりまして意見を提出させていただきました。ガイドラインにより消費者の方々に対する誤認の広がりが適切に制限されるよう期待します。

消費者庁の資料と重複する部分もありますので、簡単に説明します。

1つ目の意見は、食品事業者全体の意向も踏まえたガイドラインの策定と運用を目指すべきとのものです。食品事業者の中には、現在も法令を厳格に解釈、順守して不使用表示を行っていない事業者、そして、食品添加物についての消費者の誤認や不安の助長を避けるために不使用表示を自粛している事業者がおります。消費者の方々の誤認の防止を目指すことに加え、このような事業者の意向も踏まえた公正なガイドラインの策定と運用を目指すべきと考えます。

2つ目の意見は、消費者庁から示された今回のガイドラインの構成（案）に賛成するというものです。第9条へ直ちに該当するか否かだけではなくて、不使用表示の在り方について幅広く網羅することが可能となる2部構成から成る今回のガイドライン構成(案)は、「食品添加物表示制度に関する検討会」の議論に沿ったものであり、基本的に賛成します。

3つ目の意見は、人工、合成、化学を冠した用語を用いた不使用表示は表示禁止事項に明確に該当すると考えます。人工甘味料、合成着色料、化学調味料及びこれらに類する表現の使用は食品衛生法と齟齬があると考えられ、第9条の表示禁止事項に該当すると思われます。また、人工甘味料、合成着色料、化学調味料に類する表現を使用した不使用表示を行った上で、一括表示において「甘味料」、「着色料」の用途名や「調味料」の一括名が用いられている場合は、消費者の著しい誤認につながると考えます。

4つ目の意見は、国際動向も踏まえ、消費者の誤認を防止するため「食品を加工して得られる代替原材料を用いた場合の不使用表示」の制限をガイドラインに盛り込むべきとのものでございます。「うまみ調味料」等のアミノ酸、核酸の代替物として用いられているたんぱく加水分解物と酵母エキスは「調味料」と同一の成分を含有し、同じ機能を有しますが、消費者の方々にはその組成も製法も分からず、「調味料不使用」等の表示をした場合には、内容物の誤認につながると考えます。製パン用の「乳化剤」や「イーストフード」の代替として、酵素処理して得た油脂・たんぱく性食品素材や高濃度の無機物を含有する素材を使用した場合も、同様に誤認につながると考えております。

近年、欧米では、食品添加物の不使用表示を行うことを目的として食品に加工を施すことにより開発された食品添加物の代替原料を使用する行為が食品添加物制度上の問題につ

ながるおそれがあるほか、消費者の誤認を招くとして、警告が発せられるとともに、表示が規制されております。

なお、代替物を使用するのではなく、代替技術、高度な製造技術の開発により、酸化防止剤不使用ワインや香料不使用の飲料が実現できたと本検討会で紹介されました。市場にある同種の製品のうち、対象添加物が使用されているものが多い状況で、技術がユニークであることが前提であったとしても、不使用表示のみを行うのではなく、他社品よりも高品質である理由や当該添加物と同じ物質が製品に含まれている事実も併せて表示すべきで、単に「不使用」とだけ表示することは、それが事実であったとしても、消費者の方々への情報提供とはならず、誤認につながるものと考えます。

5つ目の意見は、現在のQ&Aと整合性を図るべきとのものです。食品表示基準の第3条及び第9条の運用に当たっての考え方が示されている食品表示基準Q&A（加工-90）の骨子を確実にガイドラインに反映させるべきと考えます。

6つ目の意見は、食品添加物の使用目的や使用基準と矛盾する、あるいは、非論理的、非科学的な文章が不使用表示と併記されている場合をガイドラインに盛り込むべきとのものです。使っていないものを無理やり表示しようとした結果として考案された文章が多いので、どうしても矛盾をはらんだ文章、根拠の乏しい文章が併記されることとなります。

7番目の意見は、コーデックスを参照し、栄養成分表示に関する食品表示基準Q&A（加工-232）等を改定すべきとのものです。第3回検討会でも意見したように、「ナトリウム塩と糖類以外であっても事実であれば不使用表示は問題ない」とする栄養成分表示関係の（加工-232）は、製品に含有されていないとの誤認につながるので、「ナトリウム塩と糖類以外の物質については不使用表示は望ましくない」とのコーデックスの考え方と齟齬があること、また、「食品添加物を対象とした不使用表示についても問題ない」との誤解につながっていることから、加工-232及び他の関連するQ&Aを見直すべきと考えます。

なお、これらのQ&Aでは「無添加」という用語が頻繁に用いられています。食品添加物との誤認を防止するため、「不使用」等の表現に変更すべきと考えます。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの資料についての御質問とか御意見もあるかと思いますが、具体的な議論に入っていきたいと思えます。

具体的な議論につきましては、先ほど申し上げましたように、資料1の5ページ、ガイドラインの構成イメージ（案）をお手元に御用意していただきながら進めてまいりたいと思っております。イメージ（案）の3の（1）、（2）につきましては、先ほど申しましたように、前回、この区分につきまして議論が十分できていたという状況ではございません。この検討も含めて本日は行いたいと思っております。

具体的な進め方ですけれども、資料1の5ページと資料2を用意していただきまして、資料2の類型項目について検討を進めていただく中で、5ページの（1）、（2）の理解

をお互い深めて、どういう整理にしていったらいいかを御検討いただくということでいかがかと思うのですが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そういう進め方をさせていただきたいと思います。

では、資料2の2ページ。先ほど御説明された前書きにこの資料の趣旨が書かれていたかと思うのですが、まず、具体的に①から⑩の種類の御説明をしていただき、一つ一つ御意見をいただくということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

どうぞ。

○菅委員 菅です。今日もよろしくお願ひします。

類型①から順々に検討していくという座長のお話に基本的に賛同するのですが、まさに前書きといいますか、①に入るまでの部分のところについて、資料2の確認（案）を見ながら感じたことについて一言申し上げたいと思うのですが、いいでしょうか。

○池戸座長 はい。

○菅委員 非公開の段階でも述べたことなのですが、このガイドラインの位置づけやあるべき内容について議論する上で改めて確認しておくべきであると思いますのは、食品表示基準の第9条の表示禁止事項そのものは、定められた表示事項に関して、景表法とは少し違った文言を使いながら、事実即した表示が、消費者の選択の機会確保のためにも、事業者の訴求の観点からも、原則的には自由に行えることを前提に、例外的な禁止事項として、第1項第1号で「著しく」優良ないし有利と誤認させる用語、第2号で「矛盾」する用語を問題にして、明らかに「事実と反する」もので著しく問題であると見られるものを中心に列挙しているものと思われ、バスケット条項的な第13号も「内容物を誤認」させるようなものに限定していると言えらると思います。

そういう意味で、第9条違反で罰則を背景に禁止する範囲を考えるに当たっては、明らかに問題とすべきものがありそうな一方で、一応事実即している、あるいは反していないと見られる表示については、どういう場面や表示事項においてどのような誤認がどの程度惹起されるおそれがあるのかというのを具体的に考える必要があると感じておりますし、そういう作業をしてきたのだと思うのです。あるべきガイドラインも、その判断が総合評価であるという面も相まって、白か黒かの線引きを明解にでききれいに墨つきを与えるという体裁になるのではなくて、該当する「おそれ」というものについて一定の考えを示すことに一定の意味があるというレベルにとどまるのかなと認識しています。

そういう意味で、ガイドラインが策定されれば、個別の類型項目における書きぶりが重要なものとして理解はされるでしょうし、そして、過去2回の議論を踏まえて相当程度言及しておくべきものが絞られてきていると思うのですが、その個別の書きぶりのニュアンスを正しく理解して活用していただくためにも、資料1・5頁のガイドラインの構成イメージ（案）3の（1）、（2）の前の（0）といひましょうか、第9条そのものやガイドラインの理解に関する一定の総論的な考え方の記載というものが置かれるべきでは

ないかと感じています。

また、問合せが多いから、あえて正しく、問題ない形で書きたいという要請がもし一定程度あるのだとして、項目によってはそれに応える方法についても何がしかの示唆が与えられないものかなと思います。書くのであれば、その打ち消しの仕方なども含めて、こういうことに留意して書いてほしいという意味で、その注釈のつけ方などについても何がしかコメントできるところはコメントしていくのがいいのではないかと感じました。類型①以降の検討に入る前の話としてです。

○池戸座長 ありがとうございます。

ただいまの菅委員からの御意見も十分踏まえた上での最終的なガイドラインのイメージというのは必ずしも3のところだけではございません。そういう趣旨で、皆さん、今までも御意見をいただいていたと思いますので、その辺を重視して進めていけたらと思っていますけれども、よろしいでしょうか。

前段の今の文章も含めてでもいいのですが、まずは、具体的に①から⑩まで御説明をいただいた上で御質問等をいただければと思います。よろしくお願いします。

○宇野補佐 それでは、ナンバー①から説明をいたします。

ナンバー①、単なる「無添加」。

無添加となる対象が不明確。

例：単なる「無添加」の表示。

・対象を明示せずに単に無添加と表示をすると、何を添加していないのかが不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察することになり、一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には内容物を誤認させるおそれがある。

参考として、食品表示基準Q&A（加工-90）を示しております。

ガイドラインの構成イメージ（案）で申し上げます（1）に該当すると考えております。

○池戸座長 ありがとうございます。

これは事務局としてのたたき台ということなので、例えば一番右側の列の（1）というのも、最初からこれありきという話ではございませんので、そういう観点で御意見をいただければと思います。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 今回の資料の7ページに、各委員から出た意見がそれぞれ整理されているところがございます。この①は、典型的に赤いものと青いものが比較的ばらついているかなという感じでございますが、こういったときの最終的な整理の仕方はどうしていくのかなというのが私どもとしては一番関心があるところです。私の意見は、この事業者系の一番下のほうに書いてございますように、確かに、無添加ということについては情報としては不十分だということは認識しておりますし、本来もう少し特定して情報を出すべきだとは思いますが、それが直ちに第9条第1項第1号の著しい優良誤認に当たるのかといったところは、禁止事項にするほどのものではないのかなというところをずっと疑問に思ってお

ります。

そここのところをきちんと整理していただくという意味で、例えば①の（１）の対象となる第9条の条項ですね。どこに該当するので好ましくないのかといったことを明確に一個一個整理していくべきではないかということ意見をとして申し上げたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか。

村委員、どうぞ。

○村委員 すみません。今さらになって、意見というよりもまず質問です。

この「無添加」という言い方についてですが、これは添加物を使用していないという意味の表示という理解でよろしいのでしょうかという質問です。これは、上田委員が出された意見書の7番目のところで、栄養成分表示に関するQ&Aでも「無添加」という用語が頻繁に用いられているという指摘をしておられます。つまり、この「無添加」という言葉自体が一般的に添加物を使用していないという意味で理解されているのだと認識をした上で、①、今の御指摘の書きぶりでもいいかどうかを判断すればよろしいのでしょうか。すみません。元に戻るような質問で申し訳ないのですが、よろしくお願いします。

○池戸座長 ただいまの村委員の疑問点に対してどうでしょうか。要するに、「無添加」と書いたときに、添加物というところに認識として行くかどうか、そういうことですね。

上田委員、どうぞ。

○上田委員 一般の消費者の方々からすると、まず思いつくのが添加物を使っていないと考える。その方が多いのかなと思います。国際的に見まして、英語と日本語の特性の違いがあります。「add」というのは「加える」、「food additive」というのは「食品添加物」となりますが、英語というものは必ず目的語がつくので、不使用表示は「no add ○○」とか「○○ no add」といった表現になります。ところが、日本語の場合は曖昧な言語なので、必ずしも目的語がなくても文脈で読み取っていることがあると思います。いつの間にか「無添加」という言葉だけが独り歩きするようになってきてしまった。おそらく、食品添加物に関する無添加という表現が昭和20年代、30年代によく使われるようになって、それが発端になっているのだと思います。今でもおそらく消費者の方は、単に「無添加」と書いてあると、食品添加物はすべて添加していないだろうと思われる方が多数かなと思います。半分以上かどうかはちょっと分からないですけれども、一番多いのではないかなと思います。あとは、何のことを言っているのかよく分からないとか、何となく品質がいいのではないかなとか、健康によさそうだとか、そういうふうになってしまっているということです。お答えになっていないかもしれませんが、食品添加物が入っていないと思われる方が実際に何割ぐらいいるかは別として、やはり多いのかなと思いますし、事業者もおそらくそれを意識して表示しているのだと思います。

○池戸座長 菅委員、どうぞ。

○菅委員 今の点に関連してですけれども、この検討会の中で、特徴的な「無添加」の使



われ方として、みそというものが話題になったことがあると思いますし、また、最近いろいろと街中で見ていると、「〇〇と〇〇以外は無添加」と書いてあるようなものがあったりします。そういう意味で、いろいろな「無添加」の使われ方があるのだろうなど。

そもそも食品添加物を使用しているという意味において、「無添加」が真実でなければ論外だとして、食品添加物が一切含まれていない趣旨で、「無添加」が真実であったとしたら、それは誤認を生じるとするのかどうかという問題と、今のみその例のように、「無添加」の意味が正しく伝わらないということで何らかの誤認を招き得るとして問題とすべきかどうかという問題とでは、第9条との関係も少し異なるかもしれないという気がします。

前者のほうで、食品添加物が一切含まれていないという趣旨で、先ほどからお話のある、そういう趣旨で読まれることが多いのだろうなどということであったとしたときでも、やはり何が無添加なのかは分かりにくいから、「食品添加物無添加」あるいは「食品添加物不使用」ときちんと書くべきだということなのかなとも思うのですが、それでも第9条第1項第1号に該当するとまではなかなか言いにくいのかなと思っています。

他方で、先ほどのみその例などをどうするのかということですが、「無添加」の意味が正しく伝わらないということで、「無添加」とは何だろうといったことが、今、議論されているのだとすると、ここでは何らかの誤認を招き得るということになるのかもしれない。ただ、それが第1号の問題になるのかというと、なかなか第1号そのものにはなりにくいのではないかとということで、おそらく、ここでのまとめの案としては、内容物を誤認するという意味でということであれば、第13号に引っかかるような形になる可能性がある、そういうおそれがあるものもあるのではないかとということなのかなと。実は何かは添加されているという場合には第2号該当の余地が出てくるのかもしれませんが、なかなか第1号には当たりにくいけれども、物によっては第13号に当たると考えられる場合もあるという整理をしようとしているのかなと思います。

いろいろな御批判はありうると思うのですが、とりあえず以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。どうでしょうか。後ほどこの関連が出てきたら、また戻っても結構です。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅です。すみません、補足します。

そういう意味では、資料2の2ページの「うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細」のところで「一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には」という表現にしておられるのは、食品添加物が添加されていないと読まれそうところが、本当は「無添加」の意味がそうではないという場合にはという趣旨なのかなと思うので、そういう場面に限定しているのかなと思います。ただ、先ほどの「無添加」と書くだけでは、食品添加物のことなのかどうか分からないという問題はあると

思うので、そこをどう読み込むのかという問題があるのかなと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

今の3人の区分というのでしょうか、考え方、判断、分け方みたいな中で、先ほど武石委員が言われたように、できたら第何号に該当するかを書いたほうがいいのかということかと思うのですけれども、そこは事例とかによってかなり違ってくるのではないかという感じがしますので、そういうものも含めて最終的なガイドラインのところをどう書き込むかというのを念頭に置いて取り組んだほうがいいかなと思っております。

それでは、次の②のほうに進めさせていただきます。「食品表示基準に規定されていない用語」ということです。

○宇野補佐 ナンバー②、食品表示基準に規定されていない用語。

無添加あるいは不使用と共に用いる用語が食品表示基準において規定されていない。

例：「人工甘味料不使用」等、人工、合成、化学調味料、天然等の用語を使用。

・食品衛生法において、指定添加物及び既存添加物には化学的合成品も天然物も含まれており、いずれも使用が認められている。

・食品表示基準において、添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとし、次長通知でも、添加物の表示において「天然」又はこれに類する表現の使用を認めていない。なお、食品表示基準における人工及び合成の用語は、令和2年7月に削除されている。

・化学調味料の用語は、かつてハム類のJAS規格において使用されていたが、平成元年には削除されており、食品表示基準において使用されたことはない。

・適切とは言えない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた添加物の表示は（天然香料を除く）、消費者がこれら用語に悪い印象又は良い印象を持っている場合、無添加あるいは不使用と共に用いることで、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

（1）に該当すると考えております。

○池戸座長 ありがとうございます。

御意見等ございましたら、どうぞ。

お願いします。

○菅委員 菅です。

質問的なものになりますが、差し当たり「誤認を生じさせるおそれが高い」例としては、「適切とはいえない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた添加物の表示（天然香料を除く）」に絞ったという趣旨でしょうか。つまり、食品表示基準に規定されていない用語を直ちに網羅的に「おそれの高い」ものとはしなかった。するのだとすれば、個人的にはそれで問題が生じないか少し懸念もしておりましたが、そのあたりは今後の課題というか、そういう問題とすべき事例の発生によるという趣旨と理解してよいのかどうか。項目名の

立て方自体についても議論のあったところなので、「おそれが高い」とする例をここにある程度絞ったということなのかというのがまず1つ。

それから、「誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細」の4つ目の点の「適切とはいえない」というのはどこにかかるのかがそもそも十分理解できていませんので、「人工、合成、化学及び天然の用語」というところにかかっているのかどうか。その趣旨を教えてください。

それから、ここではあえて「著しく」という文言を使っていないということは、総合評価などを念頭に置いてのことか分かりませんが、直ちにはそれだけでは該当するわけではないということを示しているのか、そういう意味は特になのか。

それから、「悪い又は良い印象を持っている場合」というのは、表示に当たって注釈や説明等を加えることで払拭ないし薄まる可能性があるということを含んでいるかといったあたりを確認したいと思いました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうですか。

○宇野補佐 まず1つ目の、人工、合成、化学及び天然に絞った話ですかというところですが、これはそのつもりでまとめております。

2番目の「適切とはいえない」はどこにかかるかというところですが、この上段にかかっております。上段の話は、基本的には一括表示欄のお話ではありますので、その欄外に書いてあるものについても、書いてあるから即だめということは言えないのではないかと考えております。ただ、一括表示でだめと言っている用語を、その欄外であればいいよという整理はできないと思っております、そのことについて「適切とはいえない」という表現でまとめております。

3つ目の「著しく」を使っていないという点ですけれども、これはおっしゃるとおりでして、使っているからといって、即、著しく優良または有利というところにつながるものではなく、ケース・バイ・ケース、場合によってということがありますので、その意味を込めてその単語は使っておりません。

4つ目の「悪い又は良い」というところですが、これは「悪い」と「良い」を使いましたのは、「天然」という用語が入っているので、これは「悪い」ではないなという整理で「良い」というのを入れました。その「悪い」、「良い」というのが他の用語につながることで払拭できるかというところですが、あるかもしれませんけれども、もともと持っている印象という意味で使っております。

以上になります。

○池戸座長 よろしいですか。

○菅委員 はい。ありがとうございます。

○池戸座長 武石委員、どうぞ。

○武石委員　ここのところは、当方からも意見を出して、8ページの事業者系委員の下のほうに書いてありますけれども、食品表示基準全般を対象にして併記するということを限定すると、その対象が広過ぎて類型項目になじまないのではないかという意見を出しておりましたので、このように限定的に書いていただくことについてはいいかなと思っております。

あと、先ほどの確認事項で、「優良又は有利である」のところに「著しく」をつけていないということは、直ちにこれについては該当しないということであるとするならば、(1)ではなくて(2)に該当するという整理ではないのでしょうか。そこをちょっと確認したいと思います。

○池戸座長　ありがとうございます。今のは御意見ということでお伺いしてよろしいですか。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員　浦郷です。

先ほど、「これら用語に悪い又は良い印象を持っている場合」というところで、それについて説明がきちんとされていればみたいなお話もあつたのですが、私は、消費者がこれらの用語に悪いとか良いとか印象を持っていなくても、この「人工」、「合成」、「化学」を「無添加」、「不使用」とともに用いることで悪い印象を持ってしまったり、また、「天然」と書いてあるとすごく良い印象を持ってしまったり、そういう印象を持つてしまうことで優良または有利誤認につながるのではないかと考えていますので、この「印象を持っている」という文章自体なくてもいいのかなというのはちょっと考えました。

○池戸座長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。先ほど菅委員から、具体的にはこの「人工」、「合成」、「化学」、「天然」というところに絞って、例示としてはこうなのですが、この項目自体はもう少し幅広く、これからまた起こり得るほかの次元のことも含めての定義なのですが、この辺がこういう整理でいいのかどうかというのももし御意見があれば。現在は例示としてはこれなのですが、そういうのももしありましたら、どうぞ。

○有田委員　すみません、有田です。よろしいでしょうか。

○池戸座長　どうぞ、お願いします。

○有田委員　私は、この②のところで、この資料2ではなく、もともとの化学調味料のことを、認めるという意味ではないですが、この間の経過もあることを書いています。そういう意味では、資料1の5ページにある、例えば第9条に規定された表示禁止事項に直ちに該当しないものというところ、(2)に当たるのではないかと考えています。

その理由としては、令和2年、禁止をされ、用語についても歴史的経過とともに変化していくものでもありますし、法律も見直しをされて変わっていく中で、そういう表示について、他の方が書いていらっしゃるんですが、事業者がまだ理解していないのではないかと。私も問題だとされている表示をしている事業者の相談窓口などに電話をかけていろいろと

聞きました。まだ、この間の経過を理解されていない食品事業者の方もいらっしゃいました。そういう意味では、直ちに有利誤認、優良誤認、というふうに非常に厳しく縛る必要はないのかとは感じています。ですから、先ほど別の方の意見にあったように、（１）ではなくて（２）ではないかなと考えています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅です。

先ほど「著しく」ということについて質問させていただいたのですが、実はこの後の類型でも、説明の中では「著しく」という文言を使われている例はない形でまとめられていまして、資料1の5ページで3の（１）、（２）と分けた、その「該当するおそれのある表示」と「直ちに該当しないものの、消費者への誤認を生じさせるおそれのある表示」の分け方のグラデーションという話がこの検討会の中でずっと問題になってきています。（１）に分類して置いているものの中でどの程度「直ちに」該当するものが整理されるのかという、そういう形にはなっていない面があるのだらうと思います。そういう意味で、そもそも（１）と（２）の区別はどこなのかというのがまた難しい問題になってくるのかなと思っています。最終的にそれをどういうふうな表現でまとめるのかというのも、今日、もちろんこの（１）と（２）の今まで検討してきた建付で議論すればいいとは思いますが、どちらにしても、「直ちに」該当するというほどはっきり禁止しようというのがそんなにたくさん出てこないということになるのかもしれないなとは感じています。今、（１）とされているものの中での濃淡とか、各類型項目の中での該当しやすさの濃淡みたいなものも多分出てくると思うのです。そういう意味で、そのカテゴリー自体を（１）と（２）のどちらかに分けるということがどこまでできるのかの問題も出てくるかなと思うので、そういう問題意識だけ共有したいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

まさにそれは、この後の項目についても全体を見ていった後で、先ほど申しましたように、（１）、（２）についての御意見も含めていただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。

今の菅委員のお話にもありましたが、一応（１）、（２）で分けてありますけれども、この分け方は必要あるのかなというのは私もちょっと感じているところです。例えばこの②の例に書いてある「人工甘味料不使用」とかというのも、これだけでなく、⑩の「強調」と一緒になってくるのですね。大きな文字で書かれたり、ちょっと違う色、目立つ色で書かれたり、何カ所にも書かれたり、そういうことがあると、私は直ちに（１）に該当する

のではないかと思います。

それから、有田さんから、化学調味料という表記などもだんだん少なくなってくるのではないかという御意見もありましたけれども、実際は、化学調味料という用語は基準の中にはない用語であるにもかかわらず、いまだに使われているということを考えると、やはり人工、合成というのもきちんと今回のガイドラインで示す必要があるのかなというのを感じています。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほかどうでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅です。何度もすみません。

おそらく、「人工、合成、化学及び天然」というものに絞ったという感じになっているのは、これは比較的問題が大きいほうなのではないかという理解のもとにまとめられているのではないかと思うのです。確かに、これらの用語には一定の意味もあって、これがこれからも残る場面があってもよいという意見もあるかもしれませんが、それをなくしてもよいのではないかという御意見も比較的あるのかなと思うのです。

これがなぜよくないかという、既に説明いただいているように、定義がはっきりしないし、誤解を生むのだという話であるならば、先ほど最初に御質問させていただいたように、ここで行っている「合成」とか「人工」とかいうのはこういう意味なのですかということ、それをそれなりの大きさできちんと説明して表示した場合に、それは、そういう表示もまだなお許すとする余地があるのかどうかという意味を実は含んでいます。食品表示基準でもう使わないことになっている用語を、何の説明もなくこれからもどんどん使ってよいというお墨つきを積極的に与えるわけではないという方向なのかなと思っていたので、そのような質問をさせていただいた次第です。

ですので、その濃淡みたいなことと言うならば、例示された用語は比較的問題としやすいという理解なのかなと思っていますが、そのこと自体にも大分異論があるでしょうか。私は、用語に一定の理解があるものとないものとでどう区別すべきか悩んでおります。第9条該当性の問題については、第1項第1号に当たるのかどうかぐらいで、第2号や第13号への該当性は余り出てこないのかなと考えています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

その関連で。

斉藤委員。

○斉藤委員 今の議論の(1)にするか(2)にするかという話で、事業者に配慮するという中で、(2)の項目が増えてくると、何のためのガイドラインなのかとまず感じてしまいます。実際、表示をつける作業をされている方は何をよりどころにしているかというと、食品表示Q&Aや食品表示法に書かれている文言、あと、実例に基づいてやっているわけ

です。本質的にお客様がどう思われているかというところまで考えが及んでいない中で仕事をされているというのが実態だと思います。

目的を達成するための手段として、今、誤認を招くような影響度の高いものについては、是々非々で（１）にするとか（２）にするというところをはっきりさせていかないと、多分、このガイドラインが出て何も変わらないという状態になるのではないかということ懸念するので、このガイドラインはガイドラインとして優先度の高いものは（１）に位置づけて、あとは、実際、このガイドラインが発信された後、事業者とこの中身についてしっかり理解を促すような啓発活動や事業者の理解が不足しているところを補うような活動をしっかりフォローアップしていくことのほうが重要なのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきます。

以上であります。

○池戸座長 ありがとうございます。

他になければ、次に移らせていただいてもいいでしょうか。

では、③番の類型をお願いいたします。

○宇野補佐 ナンバー③、添加物の使用が法令で認められていない。

当該食品に対して添加物の使用が法令上で認められていない。

例：清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」／食品表示基準別表第５において名称の規定をもつ食品であり、特定の添加物を使用した場合に、同別表第３の定義から外れる当該添加物を無添加あるいは不使用と表示。

この例の２つ目はちょっと抽象的過ぎますので、言葉で補います。

例の２つ目は、トマトケチャップに「無着色」と表示する、こういった表示のことを申し上げております。

・添加物に関する法令において当該添加物が使用されることはない旨を知らず、当該添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、当該品は不使用表示のない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

・なお、コーデックスにおいては、当該食品への添加が認められていない場合、強調表示を用いることができない。

このコーデックスに関しましては、考え方の参考として採用をしております。

（１）に該当すると考えております。

○池戸座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 この項目③につきましては、明らかに法律での規制をされているというところにおいて、それに対して「不使用」と表現をすることは、明らかに誤認を招く、あるいは不信感を招く表現だと思いますので、ここは規制を。ガイドラインでいくと（１）に該

当するのではないかと考えております。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 これも現場の実務の中でたまにあることなのですけれども、何でこういうことになるのかということ掘り下げていきますと、やはり法律の不理解、あと、お客さんにいいのではないかという思いでつけられているという実態がありますので、ここについてはしっかり（１）で位置づけて対応していくべきではないかというところがあります。

あわせて、今の事業者は、中小様々、大規模な企業さんも様々ありますけれども、この食品表示のルールの理解を促すようなことが本当は最優先に必要なことではないかということも併せてつけ加えさせていただきます。

以上になります。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅です。

私も、基本的には、特に第１例のほうは大いに問題で、第１号に該当する蓋然性が高いというカテゴリーに入れていいのかなと理解しています。あえてややこしいことを言って恐縮ですが、例えば「法令に従い使用されていません」という表示をすることも許されないことになるということでもいいのでしょうか。単体で単に「不使用」というだけではなくて、堂々と法令と紐づけて書くこともやはりやるべきでないということになるということでもいいのでしょうか。

○池戸座長 どうでしょうか。今の御意見に対して。

上田委員、どうぞ。

○上田委員 法令の説明をするのであれば、「法令では使用を禁止されております」というのが一番正確なので、それをぼかして無理に不使用表示と結びつけるというのは問題だと常々感じております。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○菅委員 菅です。

要は、ここはフォローの余地もないということになりますかということです。質問が多いから説明を付して書いておきたいという要請に応える方法もないという理解でしょうかという意味で、皆さんの御意見をいただければと思って質問をしました。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

武石委員、どうぞ。



○武石委員 前回の検討会のときも話しましたが、実際、先ほど宇野さんが例に挙げられた業界の方のお話を聞くと、法令で禁止されていることは当然業界としては知っていますが、お客様の問合せにお答えする中で慣例的に使っていたということだと思います。そういった意味で、今回、明確にそういったことも含めてだめだということであれば、そういう整理をきちんと御理解していただくような取組が必要かなと思っております。

○池戸座長 上田委員、どうぞ。

○上田委員 すみません。今の御意見なのですが、一部のお客様から問合せがあるから何でも書くのだといった、消費者の理解に合わせるところからやり始めると、いろいろな理解度の方がいらっしゃいますので、法の趣旨から外れてくるのかなと思います。企業が問合せを受けたときに、企業の責任でちゃんとお答えするような方法としてどういう方法があるかというのを考えていただくのが一番いいかなと思います。何でも表示すればいいというものではないと思います。

○有田委員 有田ですが、よろしいでしょうか。

○池戸座長 どうぞ。

○有田委員 この部分については要検討という書き方をされる事業系の方や法令有識者の方もいらっしゃいますが、ほぼ議論の余地がないと思います。今後は絶対にだめだとガイドラインで書けばいいだけの話なので、ここについては議論の余地はないと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、次の④に移らせていただきます。よろしくをお願いします。

○宇野補佐 ナンバー④、一切の添加物の不使用を想起。

添加物を使用しているのに、添加物が全く使用されていないことを想起させる。

例：大きく「無添加」と表示した側に小さく「保存料、着色料」の表示（保存料、着色料以外は使用）。

・表示が事実であれば直ちに誤認を生じさせるおそれがあるとはいえないが、表示の仕方によっては、表示上の特定の添加物だけでなく、その他の添加物を全く使用していないという印象を与えかねず、内容物を誤認させるおそれがある。

（２）に該当すると考えます。

○池戸座長 いかがでしょうか。

○菅委員 菅です。

程度問題だということで（２）に位置づけられたということは適切だと思います。第13号の問題とする余地があるということかなと理解していますが、余りにひどければ、ほかの記載などと相まって第1号の問題になる余地もあるかもしれないですけれども、あえてそれを明示する必要まではないかなとも感じます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

村委員、お願いします。

○村委員 村です。

この表示というのは、例のところを見ると、大きく「無添加」と表示をした傍らに小さく「保存料、着色料」の表示をした場合が挙がっています。つまり、これは消費者が表示を見るときにどういうふうに見るかという問題で、使用していないものが保存料、着色料であるのであれば、「無添加」という表示と同じポイントで、同じ色調で、同時に目に入るように書かないと、誤認を引き起こす余地が非常に大きいと思うのです。

ということで、ガイドラインにお示しになるときは、そういう具体的なことまで明示していただいたほうが、食品業界の方には分かりやすいのかなと思いますので、意見を申し上げます。

○池戸座長 ありがとうございます。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 今の村先生の意見には賛同いたします。できる限り、このガイドラインは事業者にとって分かりやすくするべきだと思います。類型の④とか⑩もそうなのですが、これが（２）に分類されるのは妥当だと思います。ただ、（２）に分類するというよりも、そもそもこういったものについての一定の考え方を示すこと自体で、別に分類しなくてもいいという整理もできる可能性もありますので、できる限り、そのポイント数とか色とか強調、例えば複数回をこのぐらいやってはいけないとかということで、具体的にその基準を示していただくことが事業者にとってはガイドラインとして分かりやすいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

この後、⑩のところにも関連します。

その他いかがですか。どうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、とりあえず次に進ませていただきます。

⑤番と⑥番は「同一機能・類似機能」ですね。添加物と原材料の違いですけれども、まず⑤のほうからお願いします。

○宇野補佐 ナンバー⑤、同一機能・類似機能（添加物）。

「○○無添加」、「○○不使用」としながら、○○と同一機能、類似機能を有する他の添加物を使用している。

例：「保存料不使用」としながら日持ち向上目的で添加物を使用／「合成着色料不使用」としながら既存添加物の着色料を使用。

・消費者が、添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、不使用表示の添加物と、それと同一機能、類似機能を有する添加物の違いが分からない場合、当該品は、当該不使用添加物を使用している商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

・なお、コーデックスにおいては、同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該品に同等な特質を与える他の物資により代替されている場合、強調表示を用いることができない。

(1)に該当すると考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

菅委員、お願いします。

○菅委員 説明に慎重な限定がここでも付されているのだらうと思うのですが、コーデックスでは「同程度に顕著な表現で明示されている場合」という除外例がありますね。これはどういうことを意味するのかということの確認をさせていただきたいということと、そのような方法というのは、今考えられているガイドラインの中でも妥当すると見るべき考え方なのかどうかということについて確認したいと思います。

○池戸座長 よろしいですか。

お願いします。

○宇野補佐 1つ目の御質問の「同程度に顕著」というところですが、これは、例で言いますと、「保存料不使用」と大きく書いているのであれば、同じ程度で同じような表現をして「日持ち向上剤を使用しています」と書いてあることを意味していると考えております。

2つ目は、今、そういった場合をガイドラインの土俵に上げるかという話だと思うのです。それは考えてはいただきたいところですが、事務局としましては、同程度に顕著であれば、それは誤認にはつながらないと考えます。

○池戸座長 ということです。

斉藤委員、どうぞ。

○斉藤委員 実際これを守ろうとしたときに本当に守れるのかなということをちょっと考えたのです。例えば「リン酸塩不使用」ということをうたったときに、肉とか乳製品にリン酸塩が含まれていることを知っている事業者がどれだけいるのかと考えると、悪意なく使ってしまうケースもあるので、どうなのでしょうというのがまず1つあります。

それと、コーデックスの考え方を入れれば(1)なのでしょうけれども、今の日本の食品事業者の実態を考えると、いきなり(1)にすると非常に厳しいのではないかというのを感じました。

我々セブンイレブンも、昔、「保存料・合成着色料不使用」ということでやっていたけれども、今は不使用表示しないという中で考えると、該当はしないのですが、その訴求を継続することをよしとしたときに、表示上はいいのだけれども、実態、中身をちゃんと理解してつけられる事業者がどれだけいるかということ、少ないので、どうなのでしょうという疑問があります。多分、上田さんにコメントしていただけたらと思います。

○池戸座長 どうですか。

○上田委員 事業者の方に勉強していただくしかないということなのだと思います。この不使用表示の根本的な問題としては、事業者が慣れ切ってしまうと、よく法令の点検をしないと、消費者誤認の上に乗っかってしまって、消費者がすんなり読んでしまうと

か、そういう問題もあります。やはり事業者の方がまずは法令をちゃんと理解することと、誠実な表示をしていく。ついてこられない事業者には、公正競争規約を活用したりして、事業者団体が一緒になって助け合って、サポートし合って普及させていくことが必要だと思います。

私どもの協会にも小さな事業者の会員はたくさんおりますけれども、そういう気持ちでやっています。

お答えになっているかどうかわかりませんが。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

武石委員。

○武石委員 このところは、事業者系委員の意見の最後に出しておりますが、おっしゃるとおり、「〇〇無添加」としたときに、どこまで同一機能・類似機能を有する添加物があって、それを使っていいのかわからないのかといったことについて、つぶさに理解してそれに対応している業者がないとすると、単にそういった機能が矛盾するという視点でここまで厳しく規制する必要があるのかなというのが正直な感想で、ここではそのガイドラインの対象となる類型項目にはならないのではないのかといった整理をさせていただいたところでございます。

そういったものについては、むしろ制度の周知とか理解を進める取組が必要であって、今、「〇〇無添加」というのがいろいろ横行している中で、どれがこれに該当するのかチェックした上で規制していくのはなかなか大変なことではないかと思います。

○上田委員 異論があります。

ついてこられない事業者がいるから何も決めてはいけないというのはおかしいと思うのです。そもそも、この同一機能というのは、分かる部分はあるはずで、どこまでが同一の機能か、どこからが違うのか。もともと、加工食品は保存食品と言われるぐらいで、朝調理して夕方までに食べないとおなかを壊すものを翌日までおいしく食べられるようにするとか、もっと長期間日持ちさせたいとの必要があり発達したものです。そのために、例えば見た目も保持しなければいけない、香りも保持しなければいけない。広義の保存料をどう定義するかの話ですけれども、加工食品に使われ得るいろいろな素材は、皆、保存料みたいなものなのです。そういう理解をした上で、今の法律では、「保存料」というのはその一部の、特にこういう機能が強いものと分類されている。その辺の理解をしていただくことも含めて、事業者によって理解の幅があるかもしれませんが、ガイドライン案のように規定した方が皆も勉強するし、適切と考えております。

○池戸座長 浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。

私も今の上田委員の意見に賛成で、事業者の中でもなかなか知らない事業者もいるということだったら、なおさら、ガイドラインできちんと示して、事業者の皆さんにもこうい

うことがあるということを意識してもらって、そこら辺を勉強しながら、確認しながら添加物を使っていたら。あと、表示のところもきちんとしていただくということが重要かと思えます。

○池戸座長 村委員、どうぞ。

○村委員 村です。

結論から言うと、今の浦郷委員や上田委員と同じ意見になるのですがけれども、事業者の方が不勉強で法令等をよく知らないのが、正しい表示をするのが非常に難しいというのは、消費者に誤認を与える表示をする現実を正当化する理由には全くならないと私は理解しています。やはり、消費者に誤認を与えないような表示をきちんとするというのが事業者の義務であろうと思えますので、不勉強でよく理解できていない事業者の方がおられるのであれば、より明確に基準を示して、きちんと学習して身につけていただくことを求めたいと私は思います。ガイドラインではそのところを明確に示していただく必要があるのではないかと思います。事業者の方が不勉強でよく御存知ないからということで誤認を与えるような表示が横行することを是認することは決してできないと私は考えます。

以上です。

○池戸座長 菅委員、お願いします。

○菅委員 菅です。

基本的には皆さんの意見に特に異論があるわけではないのですがけれども、前提として確認をお願いしたいのは、最初の例の「保存料不使用」としながら日持ち向上目的で添加物を使用というケースは、保存料が不使用という意味においては、もともとの食品添加物の表示ルールには従っているものだというところまではまず理解として正しいですか。これの違反であればもう論外ですので、「保存料不使用」ということ自体までは合っていると。だけれども、さらに日持ち向上剤が入っているので問題だというケースを念頭に置いているということでもいいですねということがまず大前提。多分そうだと思うのです。

そうであったとすれば、今のお話を全部総合して考えると、やはりガイドラインでは具体的にどういうものが問題となりやすいのかということを一覧していただいて、確かにすべて問題となり得るから全部勉強しろということかもしれませんが、よく問題となるのはこういうものだよと、既に問題となっている例をできる限り詳しくガイドライン上で示しておかれることがよいのかなと感じました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、6番目、同一機能関係で原材料の関係をお願いします。

○宇野補佐 ナンバー⑥、同一機能・類似機能（原材料）。

「〇〇無添加」、「〇〇不使用」としながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する原材

料を使用している。

例：化学調味料を使用していない旨を表示しながら、原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用／乳化剤を使用していない旨を表示しながら卵黄など乳化作用をもつ原材料を使用。

これもちょっと抽象的ですので、言葉で補います。

例の1つ目は、化学調味料を使用していない旨の表示をしながら、原材料として酵母エキスですとか〇〇エキスというような原材料を使用している表示のことを申し上げております。

例の2つ目は、乳化剤を使用していない旨を表示しながら、原材料として卵黄を使用しているような表示を申し上げております。

・食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通念上食品であると考えられるもので代替することとは異なる。しかし、消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、社会通念上食品であるとは考えられないもので代替されていると認知しない場合、当該品は、添加物を使用した商品よりも優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

・不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合、消費者が当該原材料の機能であると分からず、他の原材料による機能が作用していると読み取るおそれがあり、内容物を誤認させるおそれがある。

・なお、コーデックスにおいては、同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特性を与える他の物質により代替されている場合、強調表示を用いることができない。

(1)に該当すると考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅です。

2つ例が挙がっていて、その1つ目と2つ目でもまた濃淡があるのかなという印象を持ちます。そもそも前回までの議論の中でも、⑤の類型と⑥の類型は全く一緒というわけではないのではないかという問題意識もあったと思います。もちろん、それに賛同される方もされない方もいらっしゃると思います。コーデックスの書きぶりは、余り区別がないというか、同じ書き方になっているのかもしれませんが、添加物を添加物で代替する場合と添加物を食品というカテゴリーの中のものとして代替する場合とで全く同じような表現になっていいのかどうかはまだ少し疑問に思うところがあります。

細かいことですが、資料2の6ページの「誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細」の下から4行目は、資料2の14ページの翻訳と対比すると、「特性」

ではなくて「特質」ですね。

この(1)に当たりますということで、その整理のままでよいのかどうかということについてはさらに議論しなくて良いのだろうかと思います。

○池戸座長 村委員、お願いします。

○村委員 意見というよりも質問させていただいてよろしいでしょうか。

例のところに「化学調味料を使用していない旨の表示をしながら、原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用」と「乳化剤を使用していない旨を表示しながら卵黄など乳化作用をもつ原材料を使用」という2つが挙げられています。この例というのはかなり異質な例が並んでいるように私には思われるので、そのことについての質問です。

詳細の欄を拝見すると、「食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通念上食品であると考えられるもので代替することとは異なる」と書いてあるのです。1つ目に挙げられている例は、そのとおりだなということでよく分かるわけで、どちらかという、⑤にかなり近い話かなと思うのですが、乳化作用を持つ卵黄を使っているという例の場合は、この詳細で見ると、「科学的な同一性が失われていると考えられるもの」に当たるという評価なのでしょうか。すみません、私も不勉強でそこがよく分からないのでお教えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○池戸座長 よろしいですか。

○宇野補佐 この卵黄というのが、原材料欄には「卵黄」と書かれますので、いわゆる卵黄なのか、卵黄をある程度加工したものなのか、かなり加工したものなのかというのは、実のところ表示上は分からないと思います。ですが、一応、今ここの例で示している2つは、濃淡を示しているつもりでして、卵黄は、いわゆる卵黄で代替した場合。1つ目の例は、かなり高度な原材料で代替した場合を想定してしまして、2つ目の例は、高度な加工はしていない、いわゆる卵黄で、原材料で代替している場合という違いを示しているつもりでございます。

○池戸座長 よろしいですか。

村委員、どうぞ。

○村委員 村です。ありがとうございます。

もしそうだとすると、前者のものと後者のものでは少しグラデーションがあるような気がします。

○池戸座長 ありがとうございます。

上田委員、お願いします。

○上田委員 すみません。補足です。

食品添加物のかなり多くのは、食品中に含まれているものを工業的に別に作ったものです。極論すると、昆布エキスからグルタミン酸ナトリウムを精製することも可能で、コスト的に合わないのだからされていないだけなのです。ですから、卵黄も、卵黄レシチンと

いう既存添加物とされている高度に精製されたものから、卵から白身を除いただけのものまでいろいろな種類があって、例えば卵黄レシチンを何十パーセントか含有するようなものも製造可能なのです。消費者庁補佐の補足になりますけれども。「卵黄」の表示の場合は、普通の消費者の方がこの表現を見たら、おそらく、卵の中身から白身を除いたものがそのまま使われていると解釈してしまうのだらうとは思いますが。また、たんぱく加水分解物とか、酵母エキスと表示すると、原料の性質が消費者の方に全然分からないので問題だと思います。

○池戸座長 菅委員、どうぞ。

○菅委員 食品と食品添加物の境目のルールというのはもともと大変難しいところがあって、その問題をこの件では全てだめという形で整理してしまうことが、そもそも食品と食品添加物の線引きをしているルールとの関係でどうなのだろうという根本的な疑問を感じます。

まさに言われている2つ目の例で、「誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細」でも2つ目に紹介されている例をどこまで問題だとするのかどうかというのは、この「詳細」に書かれた基準をもってしても、どういうふうには当てはめられるのかが非常に分かりにくいのではないかという印象を持ちます。

「詳細」の2つ目にある「消費者が当該原材料の機能であると分からず、他の原材料による機能が作用していると読み取るおそれ」ということは、卵黄以外で乳化作用が何か生じたのかなと思うかもしれないという説明になっていますでしょうか。そうだとすると、ほかはどういう場面でどう当てはまっていくのかというイメージが私には余り湧かないので、該当するのは限定されている場面だということなのか、あるいは、これはもっと広く当てはまる、こういう場面やこういう場面があるというものなのかも共通理解ができればいいのかなと感じました。

○池戸座長 上田委員、どうぞ。

○上田委員 例えば、消費者の方が「〇〇不使用」という表示を見たら、代わりに何を使っているのだらうと思う方がおそらくいる。それを考えた場合に、その原材料表示を探すわけですが、それが分からない。そういう誤認のケースもあると想定しています。

○有田委員 すみません、上田さん、マイクが離れて聞こえない部分があったので、もう一度お願いします。

○上田委員 すみません。この詳細の部分の文章の「社会通念上食品であるとは考えられないもので代替されていると認知しない場合」というのは先ほど紹介したとおりです。「〇〇不使用」と書くことができるのは、同種の食品にはよく使われている場合が前提です。それにもかかわらず使っていないのだと言うからには、代わりにどんな技術を使っているのか、代替物は何なののだらうと思われる消費者の方も多分いると思うので、結果として誤認すると思います。

○有田委員 すみません、有田です。



私はこの⑤と⑥のところはほぼ同じような意味だととらえています。特に化学調味料に関してです。これは②にも関係してくるのですけれども、後で再度御意見を申し上げようと思っていたのですが、今、化学と使われているのはほぼ調味料で、それがメインのものなのですね。「化学調味料不使用」と書いてあり、裏の一括表示でどういうものが使われているか確かめると、たんぱく質加水分解などいろいろ書いてあります。誤解するというよりは、確かに「化学調味料」と一般的に言われるものは使っていないというのは間違っていないのです。そういう意味では、化学調味料という表記は使えなくなるわけですから表示としてなくなってくると思います。

ですが、乳化剤として使われているものを消費者が誤解するのでしょうか。そもそも私、⑤番と⑥番については、いい、悪いと書いていないのです。赤字でも青字でもなくて、そもそも物質名が書いてあっても用途が書いていないから分からない。物質名と用途名併記をしていないので分からないと書きました。それは義務表示の問題です。これについては、やはり添加物によって違うのではないかというのが意見です。ですから、調味料のようにそれ自体が原材料というのもあります。また、調味料が添加物として当てはまるものと両方あるのです。

資料1の事業系委員の意見の中で、例えば⑤と⑥が同じような言い方をしているのは、「『砂糖不使用』と表現し、甘味料を使用する場合もあり」と書いてあり、砂糖も甘味料であって、その上で、以前は、いわゆる人工と言われたもの。例えば、天然ではあるのですが科学的に作られているキシリトールであるとか、そういうものも甘味料に入れている。甘味料としての意味や表現が、表現しにくいし伝わっていないところもあると思います。私もそこは意見というか、いろいろと市場を調査して、生産者や事業者の相談窓口などで質問したときに感じたことです。この部分はもう少し議論をしたほうがいいと思っています。

以上です。

○池戸座長 齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 ⑤番と⑥番については、事業者からすると非常に理解しやすいのかなと思います。

なぜかという、事業者が、イメージの悪い添加物をイメージのいい添加物に置き換える、もしくはイメージのいい食品素材に置き換えるという行為を意図的にというか、悪気があつてということではないのですが、お客様の意向に基づいて開発をするということをしてきた上で、商品開発を行い、表示をしているということですので、この⑤番と⑥番の説明があれば、多分、このことはだめなのだ素直に受け入れられる内容だと思います。そういった意味では⑤番と⑥番のレベル感というのは合わせたほうがいいのかなと思います。

(1)にすべきかというところは、私の意見としては(2)でもいいのではないかとこの部分もありますけれども、それは皆さんの議論の中で決めていただければと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 今、いろいろな意見が出ている中で、私ども、お客様からの問合せが多いイメージの部分なのですが、化学調味料を使っていないというところを知りたいみたいな、そんなようなことでこの表現が使われているパターンが多いのかなと感じております。その代替で、このたんぱく質系のほかの素材が使われていたりする。

一方で、塩だけで作りましたとか、そういうイメージの問題ですけれども、通常の調味料が使われましたというものをお客様は求められている。そのようなイメージの中でこの表現が使われているのかなと。そういう意味では、お客様の知りたいことに対して書いている表現なので、即（１）違反になるということではないのではないかと個人的には感じております。

○池戸座長 ありがとうございます。

浦郷委員。

○浦郷委員 浦郷です。

ここは結構専門的な話になってきてしまっているので分かりづらい部分もあるのですが、例示で出されている化学調味料に関しては、②の類型で化学調味料というのは禁止のメルクマールという方向性になっていくので、これはいいとして、乳化剤のほうです。乳化剤不使用ということで、代わりに何を使っているかというのを見ようとする消費者もいますし、消費者自身がよく知らない、その商品が乳化剤を必要としているのかどうかというのもよく分かっていない。ただ、乳化剤不使用と書いてあると、この食品添加物は使っていないという、そこだけが消費者にはインプットされる。そういうところで、食品添加物に対するイメージの悪さがつけられる、そこを事業者が利用してしまっているのではないかと。そこで、ほかの同類の商品は乳化剤を使っている、これは使っていないからいい商品なのだという優良・有利の誤認を与えるというところで、私は（１）かなと思います。

それから、先ほどのお客様からの要望というのは、事業者の姿勢として違っていると私は思います。この点については後でもまた意見を申し上げたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 このところも12ページの最後に書いてあるように、基本的に、そこまで書ける基準に従ったガイドラインという性格からすると、現状、食品添加物に整理されていない食品由来の原料を使ったことだけで本当に著しい誤認なり優良誤認に当たるのかというあたりも含めて考えるべきではないのかなということ、基本的にはこういったスタンスでおります。

基本的に、食材、原材料にはいろいろな物質が含まれておりますので、どれだけ添加物

と同じような機能を有するかということについてつぶさに全部分かっていない状況の中でこういった規定を設けられると、要は表示するなということにつながるのだと思うのですが、具体的に問題になりそうなものがもしあるのであれば、それを具体的に例示したほうが事業者にとっては分かりやすいかなと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

御意見もあるかと思うのですが、とりあえず、今日は最後まで一通り終わりたいと思っていますので、次に進ませていただいてよろしいでしょうか。

では、7番目の「健康、安全と関連付ける」というところです。お願いいたします。

○宇野補佐 ナンバー⑦、健康、安全と関連付ける。

無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付ける。

例：体にいいことの理由として、無添加あるいは不使用を表示／安全であることの理由として無添加あるいは不使用を表示。

これも言葉で補います。

例の1つ目は、「体に優しい無添加」といった表示のことを申しています。

例の2つ目は、「安全な着色料無添加」といった表示のことを申しています。

・添加物は、安全性について評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って国において使用を認めていることから、事業者が独自に健康及び安全について科学的な検証を行い、それらの用語と関連付けることは困難であり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。また、内容物を誤認させるおそれがある。

・なお、コーデックスにおいて、誤認させるおそれのある強調表示として「健康に良い」「安全な」が示されている。

(1)に該当すると考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

これについてはいかがでしょうか。

菅委員、お願いします。

○菅委員 菅です。

委員の皆さん方でも、このような関連づけはよくないということでおおむね見ておられるのではないかと思うので、第1号の問題になりやすいものとして位置づけられるということも含めて余り御異論はないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○池戸座長 ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきまして「健康、安全以外と関連付ける」のところをお願いします。

○宇野補佐 ナンバー⑧、健康、安全以外と関連付ける。

健康、安全以外の、賞味期限及び消費期限、添加物の用途、おいしい等と関連付ける。

例：「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」／製品が変色する可能性の

理由として着色料不使用を表示／おいしい理由として無添加あるは不使用を表示。

こちらも言葉で補います。

例の2つ目は「着色料不使用なので色が変わることがあります」といった表示のことです。

例の3つ目は「おいしい無添加」「無添加なのにおいしい」といった表示のことです。

・おいしい理由として添加物不使用表示をする際に、おいしい理由と添加物不使用であることとの因果関係を説明できない場合には、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

・「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と表示することで、期限表示よりも早く喫食しなければならないという印象を与えた場合には、食品表示基準第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾するおそれがある。

・製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示する際に、変色と着色料の用途との関係について説明ができない場合には、内容物を誤認させるおそれがある。

(1)に該当すると考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○有田委員 よろしいでしょうか。有田です。

○池戸座長 お願いします。

○有田委員 これについては、おいしいと結びつけて考えるのは、そもそも、おいしくする添加物もありますから、添加物不使用がおいしい理由にはならないと思うのです。ただ、「『保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください』と表示することで」が問題だと今回の指摘にあります。そのことは取扱い上の注意を書いているわけですから、別にこれが問題とは私は思いません。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 ここはメーカーの感覚からしますと、注意喚起なり丁寧表示という意味で、特に「早めにお召し上がりください」とかいったものについてはそういった趣旨で言っていると思いますので、これが添加物についての誤認を与えとか、商品についての誤認を与えるという整理には多分ならないと思います。

私もこの14ページでは「招く可能性がある」と書いてありましたけれども、以前の原案の段階では「おいしい」というのが⑦に該当してあったので、そこら辺の整理をすべきだという意見を言ったつもりでございます。現状整理されている⑦、⑧について言いますと、赤ではなくて青の、ガイドラインには該当しないのではないかというスタンスであります。

○池戸座長 上田委員、どうぞ。

○上田委員 もう何回も意見書に書かせて頂いておりますが、これは非常に問題のある表示だと思っております。早めに召し上がる必要があるというのは、その製品の特徴として、おいしさが失われやすいとか、腐敗しやすいというのが理由なわけで、何故、それに「不使用なので」と表示することが必要なかと素朴に思います。無理に不使用表示をしたいがために後半の文章をくっつけてしまったということかなと思います。

○池戸座長 浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 浦郷です。私も今の上田委員の意見と同じです。

「お早めにお召し上がりください」というのは、多分、開封したら早めにお召し上がりくださいということなので、保存料を使っていようがいまいが、やはり開封後はなるべく早く使ったほうがいいと思うので、「開封後はお早めにお召し上がりください」だけだったら理解できますけれども、そこにこの食品添加物の保存料不使用というのをくっつけるのは、事業者はここで何が言いたいかという、早めに食べるということよりも、保存料を使っていませんよということを書きたいがために書いてあるようにも思えますので、私はやはりここはきちんとガイドラインで方向性を示すべきだと思います。

○池戸座長 斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 この文言をつけられている業界の方々と話したことがあるのですが、保存料のイメージが悪いので、pH調整剤とかグリシンに保存性を担保するための添加物を切り替えていく中で、やはり開封後の品質劣化が早まるのは間違いないという証左はあるので、そういった意味で、品質保証に関わる人たちがお客さんに安全に食べてもらいたいという意向の中でこういう文言ができてきたのだと思っているのです。保存料不使用を訴求したいということではないようなので、そういったことも考慮しながら、お客さんに安全に食べていただくということの注意喚起であるのであれば、残してもいいのかなと私は思います。

以上です。

○池戸座長 菅委員、お願いします。

○菅委員 全体として、証明ないし説明の問題として整理していただいているのは適切になっているのかなと思います。直接関連づけるのであれば、まず問題はないということと、「なので」と関連付けしたところで、それが説明できることなのかどうかということなのだろうと思います。この例は、「開封後は」などとは書いていないのですね。なので、今、斉藤委員がおっしゃったように、開封後に劣化が早まる傾向があるならば、保存料不使用を訴求するためのものだという印象は私個人的には必ずしも持ちませんので、一定の必要な注意喚起であるならば、真実であることが前提ですけれども、書くということは許されていいのではないかと思います。

「誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細」の2つ目で書かれている表現は、あくまで「期限表示よりも早く喫食しなければならないという印象」を与える場合を列挙しておられるわけなので、今話している場面よりは絞られたケースのことを念頭に

置いた記載ということになると思います。「期限表示よりも早く喫食しなければならないという印象」まで与えることができるのかどうかは、先ほど皆さんが議論しているケースとは少し次元が違うような気もするので、余り想定しにくいのかもしれないなと思いますが、そういう意味では、これは必ずしも広く問題にするということではないという書きぶりになっているのかと理解しています。

以上です。

○池戸座長 では、横山委員、お願いします。

○横山委員 私の理解ですと、この表示というのは、一般的には表面と裏面と言っていますけれども、今回、全体に対しての考え方だと思っています。一般的に私どもは裏面のほうに注意表示みたいな形でフォントを小さく書くような事例がございます。こういった場合の規制までかけられますと、注意表示ということが喚起できないということになります。⑩番の強調表示との絡みで、極端に強調するというのであれば問題なのかもしれませんが、注意喚起に関してまで規制がかかるというのは少し強い規制になるのかなと感じております。

○池戸座長 ありがとうございます。

浦郷委員。

○浦郷委員 注意喚起というお話だったのですが、お早めにお召し上がりください」となると、消費者は、保存料を使っていないのだというところだけに印象が行ってしまうというか、そこの受け止めがすごく強くなると思うのです。本当に注意喚起で書きたいのならば、例えばソルビン酸とか、そういう保存料は使っていませんが、pH調整剤とかで保存効果を高めています、でも、その効果は十分ではないので、お早めにお召し上がりくださいというように、ちゃんと分かるようにきちんと書けばいいのではないかと思います。

⑩の強調表示とも関わってくるというお話もありました。私も、ここだけに限らず全ての類型でそうだと思うのです。私は無添加不使用表示について一律に全てなくすべきとは思っていません。消費者に誤認させるおそれがない内容であって、一括表示の文字と同じ大きさの文字で、色も同じで、それも1カ所表示、一括表示欄と同一面であれば、そういうことを書いてもいいのかなというのはちょっと思っています。全ての類型がそうなのですけれども、⑩のところと関わってくるのではないかなというのは感じています。

○池戸座長 ありがとうございます。

とりあえず、その次に進ませてもらいたいと思います。

⑨番の「添加物の使用が予期されていない」というところです。お願いします。

○宇野補佐 ナンバー⑨、添加物の使用が予期されていない。

消費者が通常その食品に添加物が使用されていることを予期していない。

例：食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」／同種の商品が一般的に当該添加物を使用していないことから、消費者が当該添加物の使用を予期していない商品に対し

て、当該添加物の不使用を表示。

補足します。

例の1つ目は、大豆の水煮に「着色料不使用」の表示をしているようなことを申し上げています。

例の2つ目は、ミネラルウォーターに「保存料不使用」と書いてある表示のことを申し上げています。

・当該添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、同種の製品が、一般的に添加物が使用されることがないため添加物の使用を予期していない状況においては特に、当該品は不使用の表示がない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

・なお、コーデックスにおいては、通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していない場合、強調表示を用いることができない。

(1)に該当すると考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

これに関していかがでしょうか。

どうぞ。

○武石委員 ここは15ページの事業者の最後のほうの意見で出しております。通常予期していないというのは、曖昧な基準でこの規制と根拠となるガイドラインを作成されますと、事業者の判断がまちまちになってしまって、きちんとした規制となるようなガイドラインにはなり得ないのではないかとということで、ガイドラインのタイプには入らないという意見を出しております。

○池戸座長 その他、いかがでしょうか。

横山委員、お願いします。

○横山委員 ここは私も、予期していないというのは消費者の方が予期していないということで、これをこのガイドラインに入れて、何を予期していないのかという判断に非常に迷う項目だと思っていて、今回はこのタイプに入れるのはちょっと好ましくないのではないかと考えております。

○池戸座長 いかがでしょうか。

菅委員、お願いします。

○菅委員 菅です。

「一般的に」添加物が使用されないというのはどの程度なのか、定量的に言うのはなかなか難しいということになるのか、そのあたりがメルクマールとしてどういうふうに機能するのかというところに疑問といいますか、そこがうまくコンセンサスが得られるのかなど。その点に一定の基準のようなものが考えられるならば、逆に、それと引き換えに、第1号の問題とする余地もあるのかもしれないと思うのですけれども、このあたりがどういうふうに運用され得るのかというのが確かに気にはなります。

以上です。

○池戸座長 上田委員、お願いします。

○上田委員 これも検討会で申し上げてきたのですが、例えば、「にがりを使用していない豆腐を発明しました」というような場合には不使用表示してもいいというぐらいに考えていただくのが良いのではないかと思います。今まで出た意見だと、不使用表示をするものだという前提の考え方に立ち過ぎているように思います。似たような製品で、みその場合もそうですけれども、ことごとく不使用表示が並んでいる。例えば、「着色料不使用」とかがたくさん並んでいるので、「一般には着色料を使わないのだ、使っていないのだ」と消費者の方々が思うような状況の製品もあるわけです。そうすると、消費者の方としては、着色料がその製品に使われているということを予期しているとは言えないのではないかと、そういう状態になっていると感じております。これは食品表示基準Q&Aの「一般的に使用されている」かどうかというところとの関係もあるかと思いますが、やはりこれはガイドラインで示すべきだと思います。

○池戸座長 村委員、お願いします。

○村委員 村です。

今、上田委員が最後のところでちょっと触れられたのですが、資料2の10ページに現在の食品表示基準Q&Aの加工-90が示されています。その2番目に「同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではありません」とされているのです。この現在の食品表示基準Q&Aの加工-90の場合と、現在議論されている⑨の場合は重なるのでしょうか、重ならないのでしょうか。この関係はどういうふうになっているのでしょうかという素朴な質問です。よろしくお願ひします。

○池戸座長 食品表示基準Q&Aとの関係ですね。

○宇野補佐 私どもとしては、重なるという理解でおります。

○池戸座長 菅委員、どうぞ。

○菅委員 ごめんなさい。皆さん、納得されたのかどうか分からないのですけれども、全く一緒だということでしょうか。食品表示基準Q&Aのほうは、添加物が全く使用されないケースのみを念頭に置いているわけではないということですか。類型⑨のほうは、具体例からもあるように、特定の添加物の使用が予定されていないことも含んでいるようにも思いますが、もともとの食品表示基準Q&Aもそういう趣旨だということ、ぴったり重なるという「重なる」ですか。

○池戸座長 よろしいですか。

○宇野補佐 ごめんなさい。もう一度よろしいですか。

○菅委員 すみません。今、類型⑨で議論しているのは、添加物の使用が全く予期されていないだけでなく、例えば、「着色料」が予定されていないのに「着色料不使用」というような個別の添加物の使用・不使用も問題にしているのかなと思うのです。食品表示基



準Q&Aのほうは、一般的に添加物が使用されることがないものである場合というのは、全く使っていない場合のことだけを想定しているようにも読めますが、そうではなくて、ここでも、例えば個別の着色料の問題などにも及ぶ、要するに全く重なっているという理解でいいですかという質問です。

○谷口課長 すみません。質問の御意図として、加工-90というのは、問いの立て方が『『添加物は一切使用していません』、『無添加』などと表示をすることはできますか』という問いに対する答えだからということをおっしゃっておられるのですか。

○菅委員 そうです。そうした点も含めて全く一緒なのか違うのかということで、今、仰ったような問題意識です。

○谷口課長 この⑨に書いてある部分につきましては、当然、加工-90で書いているような話も含むかと思えますし、先ほどおっしゃられたとおり、例えば個別の着色料とか、そういったものが不使用だという話についても含むと考えております。

この加工-90については、このような記載ぶりになっているというのは、当然、コーデックスの強調表示のガイドラインとかを意識した記載ぶりになっていると思えますので、そういった趣旨は今回の⑨でも同じかなと思っております。

○池戸座長 ということだそうです。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。

この⑨については、消費者が添加物を使われていることを予期していないということを経営者が判断するというのも結構難しいことなのかなと思えます。逆に、お客様からいろいろお問合せがあって、消費者が添加物を使っていないことを分かっていない、そこを利用して表示するということもあり得ると思うので、このところはどのようなものが当てはまるかというのを少しリストアップしておいたほうが事業者の方も判断しやすいのかなと思えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

武石委員。

○武石委員 私も曖昧だと言ったことは、要は具体的に事業者がイメージできるような線引きにしないと、通常予期しないということだけを要件にすると、どこまで表示していいのか分からなくなりますので、浦郷さんがおっしゃるように、典型的なものを少なくとも例示しないと、事業者にとっては分かりにくいガイドラインになると思えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、時間が過ぎて申し訳ございませんが、区切りがいいので、もし御都合がよろしければ続けさせていただきたいと思えます。

では、10番目の「強調」のところですね。先ほどからもちょっと出ていますが、この部分をよろしく願います。

○宇野補佐 ナンバー⑩、強調。

過度に無添加あるいは不使用の文字などを使用している。

例：場所を変えて複数回、〇〇を使用していない旨を記載する／一括表示欄よりも大きな文字や目立つ色を使用して「〇〇不使用」。

・強調することで直ちに誤認を生じさせるとはいえないが、容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行う場合や、過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合は、消費者が一括表示を見る妨げとなり、強調された特定の添加物だけでなく、その他の添加物を全く使用していないことと印象付けるおそれがあり、内容物を誤認させるおそれがある。

・他の類型項目と組み合わせさせた際、他の類型項目による誤認を助長させるおそれがある。

(2) に該当すると考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。こういう書きぶりになってしまうのではないかと思いますけれども。

菅委員、お願いします。

○菅委員 強調の程度ということの斟酌するという意味において(2)になっていること自体は適切であると思いますが、一括表示欄との大小比較などを単純に直接評価の基準にするということについてはちょっと抵抗があるものもあります。例として挙げておられる「複数回」とか、「あらゆる場所」とか、「過度に」とか、いろいろあるのですけれども、一括表示欄との大小比較や表示の個数などを直接評価の基準にするという趣旨までではないということも、脚注なり注釈なり何がしかの説明を置く必要があるかもしれないと思います。量的に分かりやすい基準にしてしまうことで、例えば1個だったら大きくてもいいというわけではないと思いますし、そうした点で趣旨に誤解のないように注釈が要るかなとは思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

村委員、どうぞ。

○村委員 村です。

強調表示の場合は、詳細の下のほうに「他の類型項目と組み合わせさせた際、他の類型項目による誤認を助長させるおそれがある」というふうに表記されています。ガイドライン構成イメージの分類で言うと(2)になるという提案でお示しいただいているのですが、むしろ、他の類型項目と組み合わせさせた場合は(1)に該当する場合もあり得るのではないかと私は考えます。

先ほど別の項目のところでも浦郷委員が指摘されたように、一括表示欄と同じ面で、一括表示欄と同じポイントで、くっついたところに表示されているのであれば問題はない。だ

けれども、大きな活字であちこちにいっぱい書いてあるという状態になると、内容物に誤認を与えることになる場合もあり得るのではないかと思います。ここは書きぶりが難しうかなとは思いますが、(2)の場合もあり得るし、(1)の場合もあり得るのではないかと私としては考えますので、そうしていただくとありがたいかなと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 今の村委員の御指摘ですけれども、私もそういうところもあるだろうと思っていますし、まさに(1)と(2)は何なのか問題に帰着すると思います。「誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細」も、1つ目では第13号該当性を意識した表現になっていると理解していますし、ただ強調したから直ちに当たるわけではないという意味において差し当たり(2)になっているということなのだろうと思うので、全体としての書きぶりに影響するかなと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか。

○有田委員 すみません、有田です。よろしいでしょうか。

○池戸座長 有田委員、お願いいたします。

○有田委員 もちろん、書きぶりとはフォント、要するに文字の大きさや強調の仕方に問題があるものもあると思いますし、デザインの良し悪しというものも実際あります。ただ、一括表示と同じ色ですぐそばに書くべきだというのは、私はそこまでは同意できないです。

ワインの例で言えば、「酸化防止剤無添加」、「糖分30%カット」というような2種類の表示は一括表示のところには入らないですね。それを小さく同じ色で裏に書かれても消費者は欲しいものを選ばません。では、表示は何のためにあるのか。前回の委員会でも言いましたが、ワインの棚に同じような瓶がたくさん並んでいるのを、全部裏を見て探さないといけないのでしょうか。そうなりますと消費者が選ぶための表示とは言えないです。例えば、表示が消費者教育のためにあるわけではないと思います。その一翼は担っているとは思いますが、選ぶのに選びやすい、分かりやすい表示、でも、誤認はさせないという考え方で整理はしていただきたいと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 浦郷です。

私は、先ほども申し上げましたように、食品添加物を使っているか使っていないかは裏

の一括表示欄を見れば分かることですので、そもそも書かなくてもいいことをわざわざ書くこと自体、強調にもなると思います。でも、一括表示欄と同じ面で同じ大きさの文字で色も同じで1カ所の表示であれば、そこは消費者に分かりやすくというところで、そういう表示もあってもいいのかなとは思っています。

⑩番の例のところに「場所を変えて複数回」、「一括表示欄より大きな文字や目立つ色」ということも書いてありますけれども、私は、できればここに「一括表示欄と違う面で書いている」ということを入れてほしいと思います。一括表示欄が見えるところで、その近くに「不使用」というのが書いてあるのならば、一括表示を見る妨げにもならないと思います。不使用表示を書くならば一括表示欄と同一面で書く。同一面でない場合は、やはりガイドラインで禁止の方向性を付けたほうがいいかなということを感じています。

○池戸座長 ありがとうございます。

菅委員、お願いします。

○菅委員 今の点については、私は有田委員と同じような意見で、一括表示のすぐそばになければいけないというのをルール化するのはよくないのではないかと思います。現実的でもないですし、何のためにそれを表示するのかということの根幹にも関わりますので。私自身は、もともと事実在即している限り、強調だけでは直ちには第9条違反にならないように思われるという考え方です。別にそれだけを理由とするわけではないですが、例えば最近では、新型コロナウイルスが流行して、できるだけ商品に触らずに、ぱっと見える部分の表示を基準に商品選択するケースも大分増えてきている印象もあります。これから終息してきた時にそのような要請はなくなるということになるかもしれませんが、表示の位置が一括表示のすぐそばでなければならず、また、同じ大きさ程度でなければならぬというのはちょっと硬直的ではないかと感じます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

武石委員、お願いします。

○武石委員 私も基本的には有田さんとか菅先生の意見に賛同します。先ほど申しましたように、これと併せて、先ほどの④番と一括して整理すべきものだと思いますけれども、この場合、食品添加物に限っての話なのかということ。それから、この中で「無添加」、「不使用」と書いてありますけれども、例えば特定の添加物について「○○不使用」といったものまで含むのかとか、そこら辺をまず確認させていただきたい。仮にそういったことが今回この強調表示でだめだということになると、添加物以外のものについても第9条のガイドラインということなので、そういったものに類が及ぶおそれがあるので、そうすると、事業者にとってはかなり表現しにくくなるなということ懸念しております。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、最後の「加工助剤、キャリアオーバー」に移らせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○宇野補佐 ナンバー⑩、加工助剤、キャリアオーバー。

加工助剤やキャリアオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）。

例：最終製品に「保存料不使用」の表示をしているが、原材料に保存料を使用している／原材料の製造工程において添加物が使用されていないことが確認できないため、自社の製造工程に限定する旨の記載と共に無添加あるいは不使用を表示。

食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過程まで確認を行うことが必要であり、一括表示外であっても、確認結果に基づいた表示を行わない場合、内容物を誤認させるおそれがある。

参考として、食品表示基準Q&A加工-90を挙げています。

（1）に該当すると考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。

菅委員、お願いします。

○菅委員 第13号の問題になるおそれがあるという整理なのだろうと思います。これはもともとの添加物表示ルールとの関係は意識が必要かなと思っていて、特に1つ目の例は表示義務違反になることもあるのかどうか。通常は違反にならないという理解の上で第9条該当性を問題とできるかの問題なのか。確認が必要だとは思いますが。他方で、2つ目の例にあるような「自社工場では不使用」というのは確かに誤解を生みやすいですし、実際は使用されている可能性が否定できないというのであれば、自社工場の点だけを消費者の選択の上で考慮させる大義もないと思うので、こちらは問題がより大きいのかなと思います。

ただ今も既に、食品表示基準Q&A加工-90があるので、1つ目の例については、実際の適用上も特に困ることがないということであるならば、範囲等を問題にする必要もないと思います。実際に使用の可能性があるのであれば、確かに「不使用」と書くべきではないのではないかとも思うのですけれども、本来の表示ルールとの整合性について少々気になるところです。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 ここは前回も意見させていただきましたが、要は、規制の対象となるものは全ての原材料みたいなものにすると、本当にそこまでちゃんとキャリアオーバーとか加工助剤についてのチェックができているのか。それは企業なら当然だというお話もありましたけれども、そこについて、全てのものではなくて、ある程度想定されるようなものを例

示したほうがいいのかなど。それをどうやって確認するのかだと思います。そこら辺、実際、企業が表示するに当たって整理すべきところをきちんと整理しないと、厳格に言うと、この条項だけでおそらく「添加物不使用」が表示できないことになってくるのかなという気もしますので、そこはある程度、この加工助剤なりキャリーオーバーの考え方について、例えばこういったものについては基本的によろしくないみたいな整理が一定必要ではないかと思います。

○池戸座長 村委員、お願いします。

○村委員 村です。

資料2の10ページに食品表示基準Q&Aの加工-90があるのですけれども、ここの1の第2パラグラフのところに「加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません」と示されています。ですから、加工助剤やキャリーオーバー等もない、添加物は一切使用していないというふうに確認できている場合には、「無添加」というか「添加物不使用」と表示することは構わないけれども、確認できていないことについては「添加物不使用」あるいは「無添加」と表示してはいけないということだと思ふのです。今回もその基本的な考え方に従って対処すべきではないかと私としては考えます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

時間がオーバーして申し訳ございません。今、①から⑩の項目、個別に貴重な御意見を熱心にいただきました。それを踏まえた上で、最初にお話ししたガイドラインの構成イメージのところ、特に資料1の5ページ、3の(1)、(2)ですね。今回、先ほどの類型の資料で事務局ではあえて(1)、(2)というのをたたき台として掲示していただきまして、それに対しての御意見も先ほどからいただいた部分もあるかと思うのですが、改めて、こういう案につきましてどうか。これはある意味でガイドラインの目次みたいなものになるのですけれども、御意見をお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

菅委員、お願いします。

○菅委員 菅です。

最初に申し上げたところからずっと問題意識を共有していると思っておりますけれども、この3の(1)と(2)とで分けて、いざ文章化するとなると、すっときれいに書けるのだろうかという心配もしています。どう書いたらいいのかというところについて明確なアイデアまではないのですけれども、最初に申し上げたように、基本的な第9条の考え方のようなものを総論的にできるだけ詳しく書いた上で、こういう類型のこういう書き方については該当するおそれが高いとか、そうしないためにはこういう表示が望まれるとか、そういう具体的話は(1)と(2)とで分けずに1種類というか、(1)と(2)が混じった形で、類型項目ごとに濃淡をつけながら整理していただくほうが書きやすかったりし

ないのかなという印象を今のところは持っています。ただ、いろいろな御意見はあっていいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。私も具体的にどうしてほしいということは言えないのですけれども。

今回（２）は④と⑩の類型だけだったと思うのですが、④も⑩の類型に関しても、ほかのものと一緒に使われることによって（１）に該当することもあるので、私も（１）と（２）を分ける必要があるのかというのはちょっとよく分からないのです。だから、どうしてほしいということも言えないのですけれども、もう少し皆さんで議論できればと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほかの委員さんでいかがでしょうか。

今、御提案として、１つは、あえて（１）、（２）で分けずに、類型というところを中心に、表現も含めて書いたほうが整理しやすいのではないかという御意見をいただきました。ありがとうございます。

どうでしょうか。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 そのときなのですけれども、一時、複数項目に該当した場合に総合的に勘案してガイドラインに違反するというお話があったと思うのですが、その基準といいますか、考え方を明確にさせていただかないと、これとこれが組み合わせた場合はオーケーだけれども、これとこれは該当しないとか、なかなか判断しにくくなってくると思います。そこら辺、類型ごとにきちんと整理して濃淡をつけていく中でそういう整理ができればいいと思うのですが、最初から（１）、（２）みたいな形でグラデーションをつけて分類させていくというのはなかなか難しいのではないかと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

上田委員、どうぞ。

○上田委員 皆さんからいろいろと意見が出て少し進んだかなという印象も受けてはいるのですが、私の意見は、不使用表示というのは、もともと消費者にとって大きなメリットがある、あるいはその情報の共有が社会的な意味があるというか、そういうものでなければ行ってはいけないと思います。めったなことでも不使用表示をするべきではないと思います。不使用表示をしようとするからいろいろな問題が生じ、うそであってもがうそでなくなってしまうとといいますか、誤認も発生していると思います。「カロリー30%オフ」であれば、今の社会的なニーズにマッチしている必要な情報、重要な情報とも思いますけれども、添加物の不使用表示はどうなのでしょう？少し古い時代の固定概念がいまだに続いていて、いつの間にか優良品の代名詞みたいな言葉にもなってしまうてきている。

私はいろいろと意見を申し上げていますが、今日も不使用表示をするものだという考え

に立った意見がかなり出たのですけれども、不使用表示は、めったなことで行うものではないのだという考えに立つと、まとめ方がかなり違ってくるのかなと思います。いずれにしても、皆さんの御意見をまとめていただければと思います。

すみません。感想みたいになりました。

○池戸座長 浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 すみません。浦郷です。時間が押しているところ、申し訳ありません。

今の上田委員につけ加えてなのですけれども、食品添加物というのは、きちんと評価されて管理されたものを、事業者が使う時にはきちんと基準を守って使っていると思います。昔は、食品添加物による健康被害があったかもしれないですけれども、きちんと管理されるようになってからは、今はそういう被害はないと思っています。なので、事業者が食品の特長をアピールするときに、添加物を使っていないということでアピールするというのはそろそろやめたほうがいいのではないかと思います。お客様からの質問が多いからとか、お客様から使っていないなら書いてという要望があるから書くというお話もあったかもしれないですけれども、私は、それは事業者の姿勢としてちょっと違うのではないかと思います。消費者から説明を求められたならば、その理由、技術開発により添加物を使わなくなったとか、その技術の部分を含めてきちんと開示して説明していくことが必要であり、単に「無添加」とか「不使用」とかそういうことでお知らせするのではなくて、いろいろな情報を開示していくことが食品添加物に対する消費者の理解も深まるのではないかと思います。

それと同時に、食品添加物というのは消費者には身近なものではあるのですけれども、どういうものでどのように使われているか、あと、安全性などについても消費者はまだ理解が不十分のところがありますので、消費者教育やリスクコミュニケーションをしっかり行う必要があるのではないかと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

この検討会のスケジュールも気になっていまして、例のパブコメを求めなければいけない。物理的にその時間も要るので、事務局のほうも当初御説明したかと思うのですが、今年中ぐらいにある程度の案を作ればということです。今日いろいろな御意見を頂戴して、より具体的な書き方も含めて整理ができるのではないかと思います。できましたら、次回に、今日いただいた御意見を踏まえた本当の意味でのガイドラインのたたき台というのですか、案をお示しした上で、また御意見をいただければ、整理がよりうまくいくのではないかと思います。ただ、時間が残りございませんので、それまでの間にまた個別のところでも御意見とか照会とか行くかもしれませんが、そういうのでお力添えいただいた上で、次回にはそれをお示ししたい。

そのときに、先ほどから菅委員を初め、この検討会の趣旨とか、第9条の位置づけとか、そういったものも分かるような中身というのですか、それをセットでつける。それから、特に今日出た話の中では、この検討会、ガイドラインをきっかけに事業者の方の理解をよ



り深めていただく、もちろん消費者の方にも深めていただく、そういう普及・教育のところ。これもこのガイドラインに書くだけではなくて、ほかの施策で消費者庁さんにやっていただいていますので、そういったところも並行して普及・啓発に力を入れていただきたいということかと思えます。

先ほどの話に戻りますが、③のところ。今の案は、(1)、(2)前提で議論しているのですが、今日は(1)と(2)を分けずに。いずれにしても、①から⑩の個別類型がそのまま(1)に行くとか(2)に行くとかということではないと思うのです。より具体的な例として、こういう場合は誤認になる可能性が強いですよというところのもとで変えていくような感じなのかなと、それが一番分かりやすいのかなと思います。今日もお話をいろいろと頂戴しましたので、そういう形で書き込むのですけれども、(1)、(2)で、今の案でとりあえず作って御意見いただくのがいいのか、これにかかわらずに、表現で、それぞれの類型項目で整理して案を作るほうでいいのかという確認なのですが、どうでしょうか。

菅委員は、事務局の立場で意見を言っていたので、そういうほうが書きやすいのではないかと、分かりやすいのではないかと意見ですが、その他の委員さん、いかがでしょうか。

とりあえず、(1)、(2)にこだわらず書くという案でよろしいですか。そういう形でとりあえず作っていただいて、御提案をいただいて、コンセンサスをより深めて、いいものにしたいと思っていますが、そういうスケジュールでよろしいでしょうか。

菅委員。

○菅委員 すみません。十分斟酌していただいているので、特に異論があるわけではないのですけれども、一つ一つの類型項目の中で、第9条第1項により当たりやすいものか、それだけではなかなか当たらないものかという、その(1)や(2)的な表現というのも、類型項目の最初の説明の中には多少あってもいいのだろうと思えますし、その中で、こういう形であればより該当しやすい、こうであれば該当しにくいといったようなことが述べられていくような形になればいいのかなと思います。私は形にはこだわらないので、よろしくをお願いします。

○池戸座長 ありがとうございます。

事務局のほうもちょっと大変かもしれませんが。

あと、極端な話、これは要らないのではないかと御意見も中には出ましたが、それも含めて、まずはガイドラインの案を御覧になっていただいて議論するという形で進めさせていただければと思っております。

ということでよろしいでしょうか。

すみません。今日は、長時間にわたりまして最終的なところの重要な御意見をいただいたかと思っております。次の検討会まで時間的に余りないのですが、また引き続きいろいろなお力添えをいただくことになるかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思

います。

では、事務局からその他、御連絡ありますでしょうか。

○宇野補佐 今日もどうもありがとうございました。活発な御議論、大変ありがとうございました。

次回のお知らせですけれども、7回の日程につきましては、12月9日木曜日、10時から、この消費者庁があります4号館内の会議室で公開での開催を予定しております。また12月よろしくお願いたします。

○池戸座長 では、よろしくお願いたします。

今日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。